

西宮市立子育て総合センターみやっこキッズパーク

事業推進委員会要綱

(趣 旨)

第1条 みやっこキッズパーク事業の推進を円滑に実施するため、多くの市民の参画の下、西宮市立子育て総合センター(以下「センター」という。)みやっこキッズパーク事業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 委員は、別に定める「キッズパーク事業委託に関する仕様書」に鑑み、センター所長が委嘱する。
2 委員会は、委員の互選により委員長1名・副委員長1名・会計2名・庶務2名・会計監査1名を置く。

(運 営)

第3条 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長を互選する会議はセンター所長が招集する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(事業委託)

第4条 キッズパークを子ども達個々の感性と創造性を引き出す遊び場とするため、各種事業を委託し実施していくものとする。
2 事業推進委員会は、委託事業をセンターから一括受託することができる。契約は、別に定める「キッズパーク事業委託に関する仕様書」及び「委託事業実施要綱」に基づき委員長が行なう。
3 委託事業に関する内容は、別に定める「キッズパーク事業委託に関する仕様書」及び「委託事業実施要綱」による。
4 委員長は、委託事業を円滑に実施するため、次の職務を付託する。
(1) 別に定める「キッズパーク事業委託に関する仕様書」及び「委託事業実施要綱」に記載された諸事項を遵守する。
(2) 委員長は、委託事業が円滑に実施できるよう推進委員会内に必要な「委託事業班」(仮称)の構成員の選定・変更及び「小委員会」(仮称)を設置することができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

付 則 この要綱は、平成16年4月27日から実施する。

付 則 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。